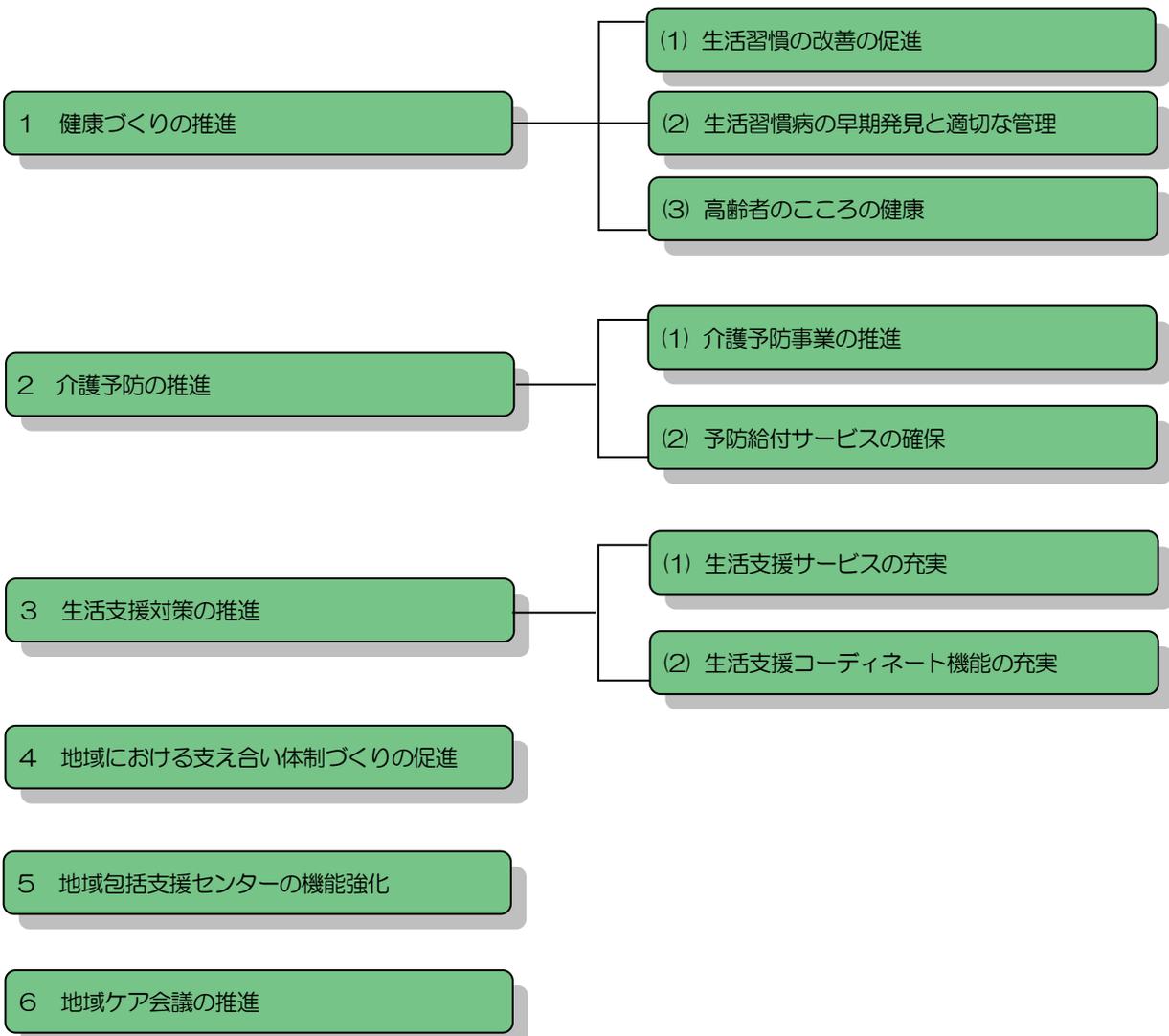


元気で活動的な高齢期を過ごすことは、県民共通の願いです。
 このため、高齢者自らが行う健康づくりや介護予防の取組を推進するほか、高齢者の生活を身近なところで支える生活支援サービスを充実するとともに、地域においてそれぞれが互いに支え合う体制づくりを促進します。

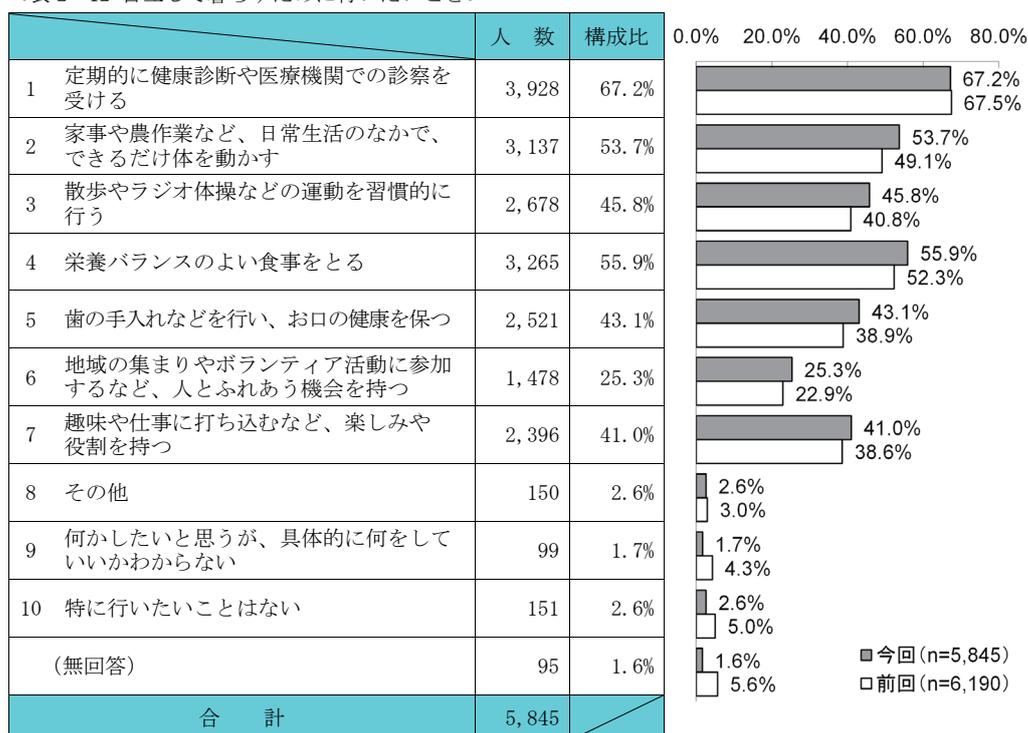
〔施策の体系〕



「高齢者の暮らしと介護についての意識調査」によると、健康を維持したり、自立して暮らすためにどのような事を行いたいかについて、「定期的に健康診断や医療機関での診察を受ける」が67.2%と最も多く、次いで「栄養バランスのよい食事をとる」が55.9%、「家事や農作業など日常生活のなかでできるだけ体を動かす」が53.7%、「散歩やラジオ体操などの運動を習慣的に行う」が45.8%、「歯の手入れなどを行い、お口の健康を保つ」が43.1%でした。

【意識調査】

<表2-12:自立して暮らすために行いたいこと>



(平成28(2016)年 栃木県調査、前回は平成25(2013)年実施)

1 健康づくりの推進

(1) 生活習慣の改善の促進

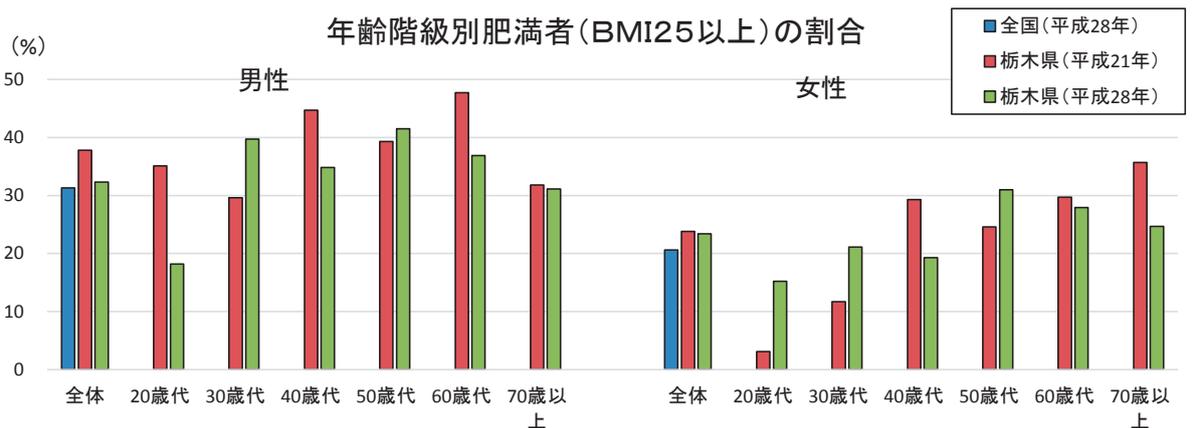
現状と課題

- 県民の平均寿命⁷は、男性80.10年、女性86.24年(平成27(2015)年)です。また、健康寿命⁸は、男性72.12年、女性75.73年(平成28(2016)年)です。平均寿命と健康寿命の延伸に向け、健康づくりを県民運動として推進していくことが必要です。

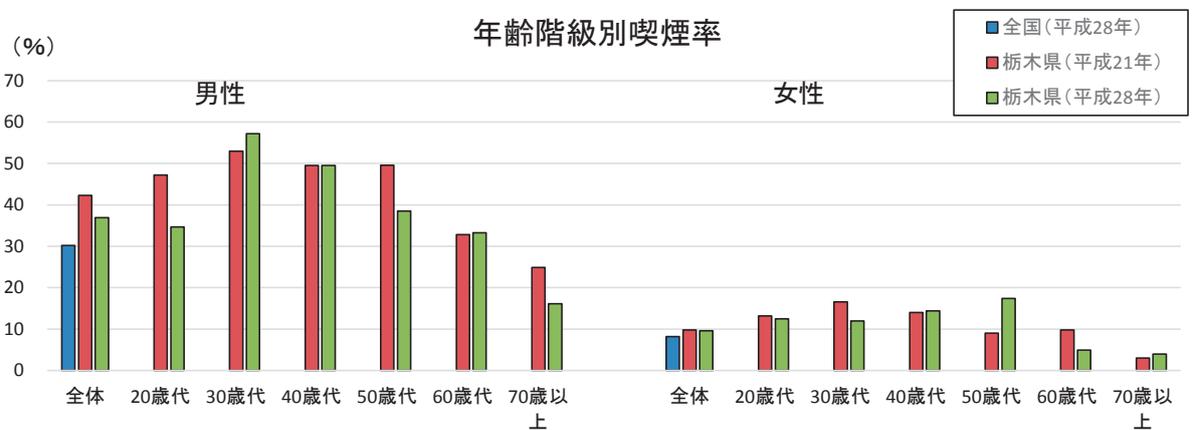
⁷ ある年齢の人たちがその後平均して何年生きられるかを示したものを平均余命といい、出生時、つまり0歳時の平均余命をとくに平均寿命といいます。

⁸ 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(平均寿命ー日常生活の健康上の制限がある「不健康な期間」)のことです。

- 加齢に伴い、身体機能の低下や基礎疾患の悪化が起こりやすくなることから、生涯にわたりいきいきと豊かな人生を送るためには、栄養不足を解消し、運動器機能や歯と口腔の健康を維持し、フレイル⁹やロコモティブシンドローム¹⁰を予防していくことが重要です。
- 本県における肥満者の割合や喫煙率は、全国と比較して高く、日常生活における歩行数は少ない状況です。食塩摂取量は減少傾向にあるものの、依然、女性高齢者の摂取量が多い状況にあります。生活習慣病の発症予防のためには、健全な食生活、身体活動の増加、禁煙など、生活習慣の改善を促進していくことが必要です。



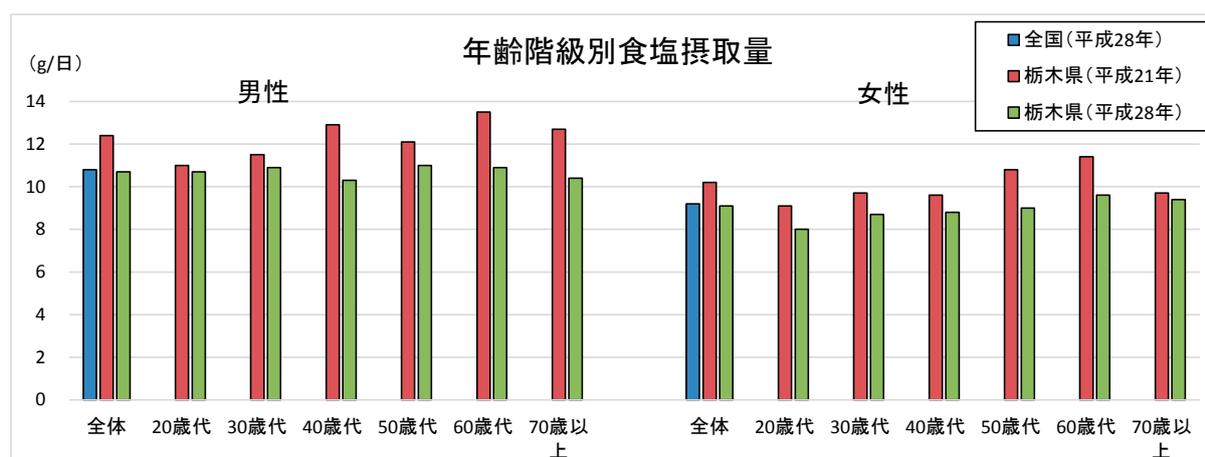
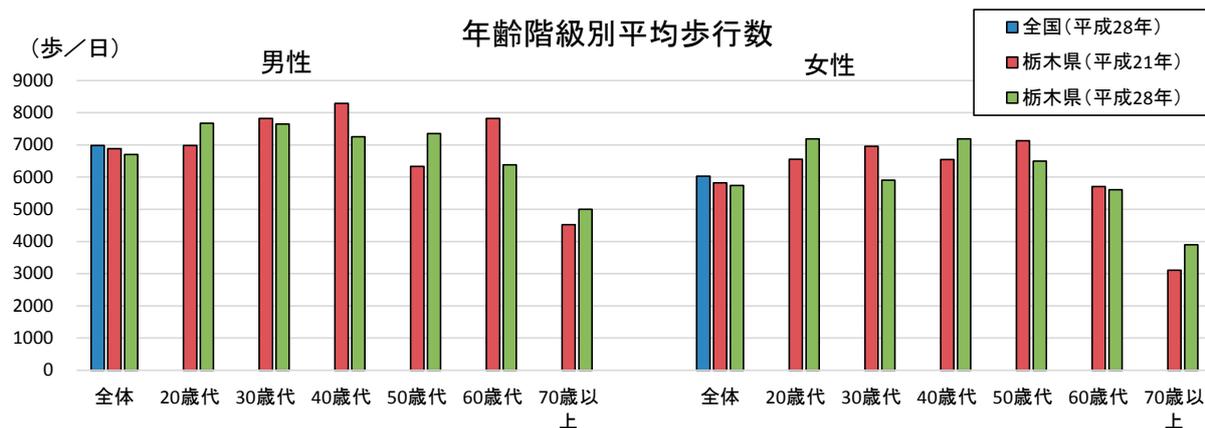
出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」、栃木県「県民健康・栄養調査」



出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」、栃木県「県民健康・栄養調査」

⁹ 高齢者における健康な状態と要介護状態の中間的な状態（虚弱）。筋力が落ちて転びやすくなるといった身体的問題だけでなく、認知機能の低下やうつ等の精神・心理的問題、独居や経済的困窮等の社会的問題も含む概念。適切な介入により再び健康な状態に戻る可能性があるため、早期に発見することが重要とされています。

¹⁰ 加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、要介護や寝たきり、またはそのリスクの高い状態を表す言葉です。



【出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」、栃木県「県民健康・栄養調査」】

60歳で24歯以上、80歳で20歯以上の歯を有する者の割合

		栃木県	全国
男性	60歳で24歯以上	50.6%	53.7%
	80歳で20歯以上	28.1%	29.4%
女性	60歳で24歯以上	54.7%	58.5%
	80歳で20歯以上	20.9%	24.9%

栃木県：平成21年度県民健康・栄養調査 全国：平成21年国民健康・栄養調査

施策の方向

- 県民の平均寿命と健康寿命を延ばし、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、市町や関係団体等との幅広い連携により健康長寿とちぎづくり県民運動を推進し、県民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備を進めます。
- 高齢者が自らの健康状態に応じた食事ができるよう、食生活改善推進員等との連携による食生活指導の充実や、ヘルシーグルメ推進店の普及等による環境づくりに取り組みます。また、喫煙の健康影響について啓発するとともに、受動喫煙¹¹防止に向けた環境づくりを進めます。

¹¹ 自らの意思に関わらず他の喫煙者のたばこの煙にさらされ吸引することです。

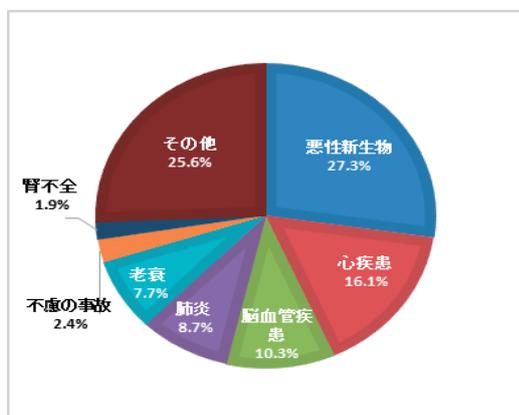
- 「歩く」ことに代表される日常生活での身体活動の重要性やロコモティブシンドロームの予防について啓発するとともに、とちぎ健康づくりロードの選定・普及などを通じて、運動習慣の定着に努めます。また、市町や関係団体等と連携し、高齢者の外出を促すようなスポーツやボランティア活動などを促進します。
- 高齢者がかかりやすい歯や口腔の病気の予防に関する啓発を行うとともに、誤嚥性肺炎¹²を予防するための口腔ケアや摂食嚥下リハビリテーションなどの普及を図ることにより、高齢者の口腔機能の維持向上（オーラルフレイル¹³の予防）に努めます。また、かかりつけ歯科医を定期的に受診し、口腔機能を適切に管理することは、全身の健康維持や介護予防につながることに付いて、県民への周知に努めます。
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うとともに、禁煙のサポートや生活習慣の改善等、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じて受診勧奨を行う健康サポート薬局の増加を促進します。

(2) 生活習慣病の早期発見と適切な管理

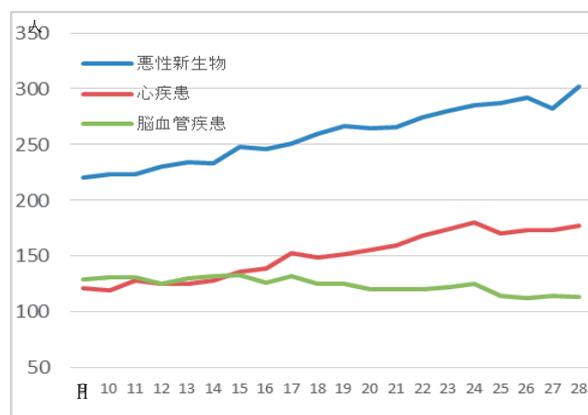
現状と課題

- 本県の死亡状況は、がん、心臓病、脳卒中が全体の約6割を占め、これらの基礎疾患となる糖尿病も増加傾向にあります。こうした生活習慣病の発症や重症化を防ぐためには、県民一人ひとりが生活習慣の改善に取り組むとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療に努める必要があります。
- 高齢者が抱える生活習慣病の多くは、長期にわたる管理を必要とします。このため、高齢者が身近な地域で安心して生活を送ることができる環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

平成28（2016）年 死因の状況



主要死因死亡率（人口10万対）の年次推移



¹² 口腔機能の低下に伴い、食べ物など飲みこんだものが肺に入ることが原因で生じる肺炎を言います。

¹³ 食べこぼしやむせがある、咬めない食物が増える、口の中が乾燥するなど、口腔機能の衰えがあり、適切な対応により機能回復が可能な状態のことを言います。

がん検診受診率

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
栃木県	43.2%	51.9%	44.3%	44.0%	48.2%
全 国	40.9%	46.2%	41.4%	42.3%	44.9%

※平成 28 年国民生活基礎調査

特定健康診査・特定保健指導実施率

	特定健康診査	特定保健指導
栃木県	48.1%	19.0%
全 国	50.1%	17.5%

※栃木県：平成 27（2015）年厚生労働省保険局提供データ

全 国：平成 27 年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省）

施策の方向

- 食生活の改善や身体活動量の増加、禁煙などにより望ましい生活習慣を確立することや、基礎疾患を適切に管理する重要性について、効果的な啓発活動を展開します。
- 生活習慣病の早期発見・早期治療を促進するため、市町や関係機関と連携し、がん検診や特定健康診査等を定期的に受診することの重要性について積極的に啓発するとともに、基礎疾患の未治療者や治療中断者に対する受診勧奨の促進に取り組みます。
- 県民が病状に応じた適切な医療やリハビリテーションを受けられるよう、かかりつけ医¹⁴を中心とした医療・介護・福祉による連携体制の構築を推進します。また、療養生活の質に配慮した在宅医療の推進を図ります。
- 特に、高齢者は、多剤・重複投薬者の割合が高く、薬剤による有害事象が発生するリスクが高まることから、服薬情報の一元的・継続的把握に基づいた薬学的管理や指導を行うとともに、患者の状態について、処方医へのフィードバックなどを行う、かかりつけ薬剤師・薬局の増加を促進します。

(3) 高齢者のこころの健康

現状と課題

- こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、生活の質に大きく影響するものです。
また、社会全体で健やかなこころを支えていくためには、こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応を多くの人が理解し、自己と他者のために取り組むことが不可欠です。

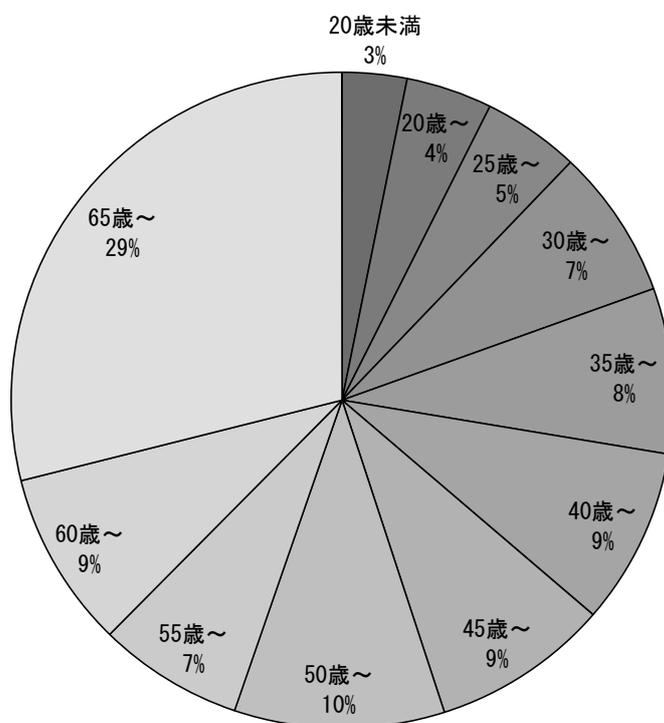
¹⁴日本医師会では、「なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師」と位置づけるとともに、かかりつけ医の機能（役割）として、

1 患者中心の医療の実践 2 継続性を重視した医療の実践 3 チーム医療、多職種連携の実践 4 社会的な保健・医療・介護・福祉活動の実践 5 地域の特性に応じた医療の実践 6 在宅医療の実践 を掲げています。

- 本県の自殺者数を年齢区分別に見ると、高齢者の自殺者数が全体の約3割を占めており、原因・動機については、全年齢の合計で「健康問題」及び「生活・経済問題」が大きな割合を占めています。

そのため、悩みを抱えた方に「気づき」、早めに専門家に相談するよう「促し」、暖かく寄り添いながら「見守る」など、自殺のサインに気づいて適切に対応できる人材が求められています。

(年齢区分別自殺者数 平成27(2015)年・栃木県)



【人口動態統計より】

自殺の原因・動機 (平成27(2015)年・栃木県)

健康問題	生活・経済問題	家庭問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
45.5%	16.2%	12.6%	8.7%	3.9%	1.7%	8.7%	2.7%

【厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より】

施策の方向

- こころの病気に対する予防や早期発見・早期対応に努めるため、ストレスや精神疾患など、こころの健康に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- 健康福祉センターや精神保健福祉センターにおける、こころの健康に関する相談体制の充実を図ります。
- かかりつけ医や介護サービス従事者等を対象に研修を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応のとれる人材（ゲートキーパー¹⁵）を養成します。

¹⁵自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられます。

2 介護予防の推進

(1) 介護予防事業の推進

現状と課題

- 高齢期になって要介護状態を招く原因は、年を重ねることによって生じる筋力の低下や、これに伴う転倒・骨折などによる「老化による虚弱」が大きな要素になっています。
住み慣れた地域で、いつまでも元気で、自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が、元気なうちから健康づくりや介護予防に取り組むことが重要です。
- これまでの介護予防事業は、健康づくりや身体機能の回復を中心に支援を行ってきましたが、趣味や社会活動等によって生きがいを感じることも介護予防に役立つことから、引き続き、介護予防の重要性について普及啓発を行うとともに、高齢者自身が自ら介護予防事業等の担い手として参加することについて積極的に働きかけていく必要があります。
- 全ての市町において、「介護予防・日常生活支援総合事業」として（P34 図）、全ての高齢者を対象に普及啓発や予防活動の支援等を行う「一般介護予防事業」と、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者を対象に訪問型・通所型サービス、その他の生活支援サービス等を行う「介護予防・生活支援サービス事業」を実施していますが、多様なサービスを拡充していく必要があります。
- 今後は、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、単に高齢者の心身機能の改善を目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や地域社会への参加を促すことが必要になってきます。
- 要介護状態となることや重度化を防止するため、市町等が実施する介護予防のための取組へのリハビリテーション専門職の関与を促進し、その機能強化を図るとともに、地域における介護予防に関する住民主体の通いの場¹⁶などの取組を充実させ、その活動が継続的に実施される地域づくりが求められています。

施策の方向

- 市町において、介護予防・日常生活支援総合事業が、地域の実態に応じた多様な主体の参加による適切な運営が行われるよう、市町や事業者への情報提供、県民への周知に努めます。
- パンフレットの配布や県ホームページ等により、引き続き介護予防の重要性に関する普及・啓発を進め、高齢者が自ら進んで介護予防に取り組む気運の醸成を図ります。
- 市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービスにおいて、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスなど、高齢者のニーズや地域の実情に応じた多様なサービスが展開されるよう、先進事例の提供などにより、市町を支援します。

¹⁶高齢者の社会参加や介護予防を目的として設置され、運動等を通じた運動機能の維持などを行うとともに、運営の担い手として高齢者自身が参加することが期待されるものです。

- 心身機能の改善を目的とした運動器や口腔などの機能向上プログラム等の普及を図るとともに、高齢者自身が積極的に参加・運営する通いの場などの取組が広がるよう、市町や高齢者に対する周知に努めます。
- 介護予防の取組の強化を図るため、リハビリテーション専門職を対象とした研修を実施し、市町等が実施する通所型サービスや訪問型サービス、地域ケア会議等におけるリハビリテーション専門職等の活用を促進します。
- 住民主体による通いの場などの介護予防に係る取組の充実を図るため、介護予防活動のリーダー養成や住民主体による介護予防実践グループへリハビリテーション専門職等を派遣するなど、地域における介護予防活動を支援します。
- 市町は、高齢者の心身の状況の的確な把握に努め、それに応じた介護予防ケアマネジメント¹⁷を的確に実施し、主治医や民生委員、ボランティア、NPO等と連携して、効果的な介護予防事業の実施を推進します。また、高齢者が気軽に介護予防事業に参加できるよう、身近な介護予防拠点の整備、公民館等での介護予防教室の開催、コミュニティバス等の交通手段の確保などに取り組みます。

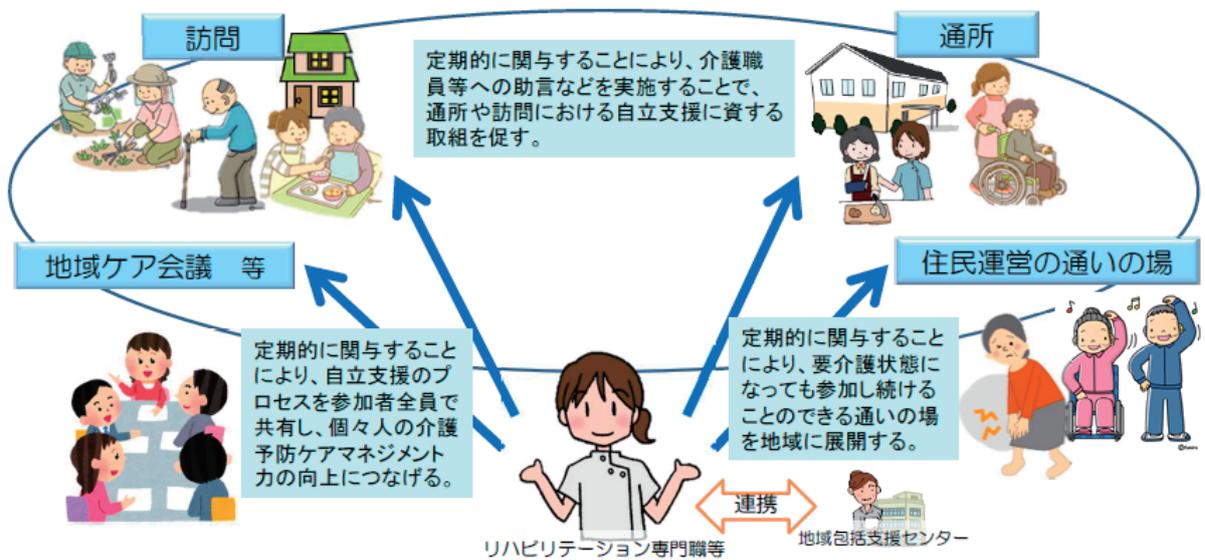
介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)		(2) 一般介護予防事業	
○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。 ①要支援認定を受けた者 ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)		○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。	
事業	内容	事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供	地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
		地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施
※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。 ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。 ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。			

¹⁷利用者の望ましい生活を実現するため、地域にある介護サービス等の社会資源を組み合わせる利用に結び付けていく手続きです。対象者が自己決定できるよう側面から支援しながら、対象者の自立支援と生活の質を向上させることを目的としています。

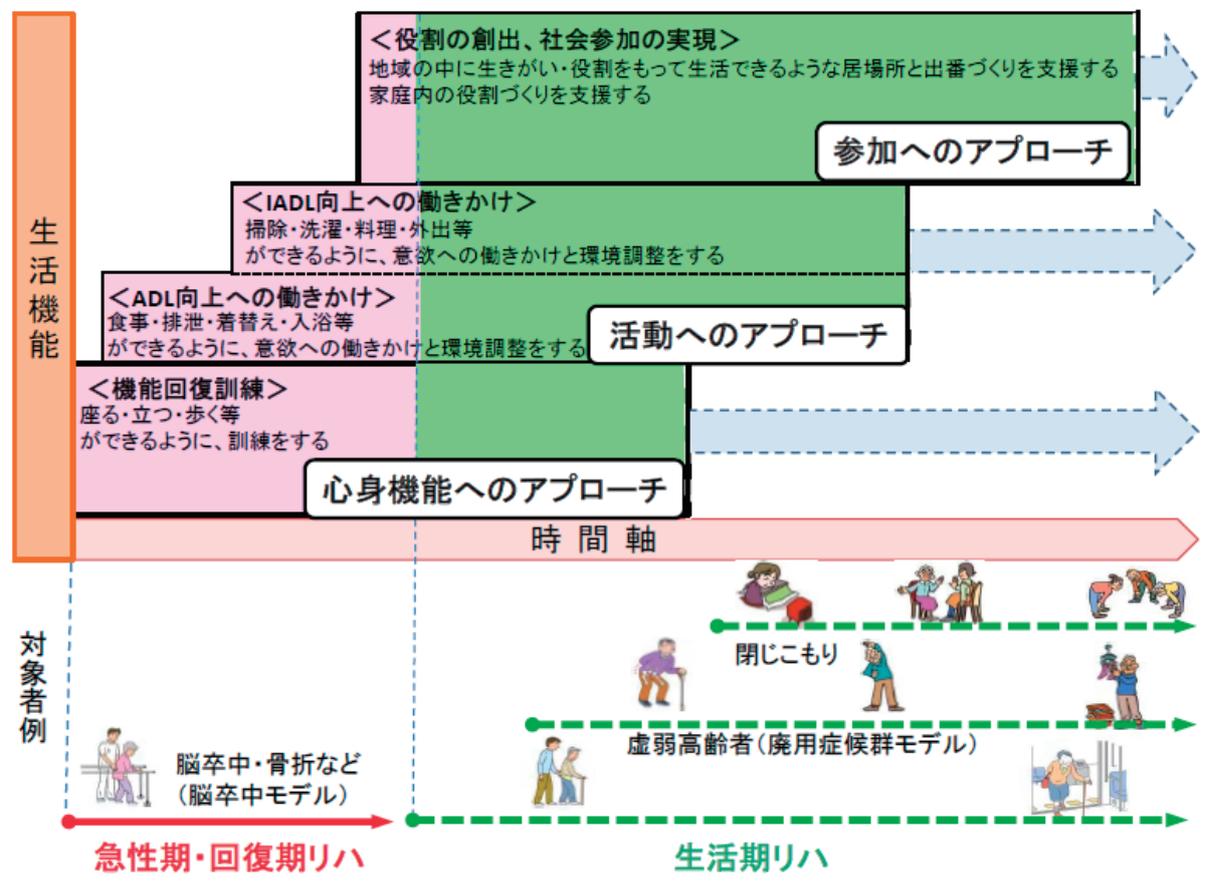
リハビリテーション専門職による支援

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

高齢者リハビリテーションのイメージ



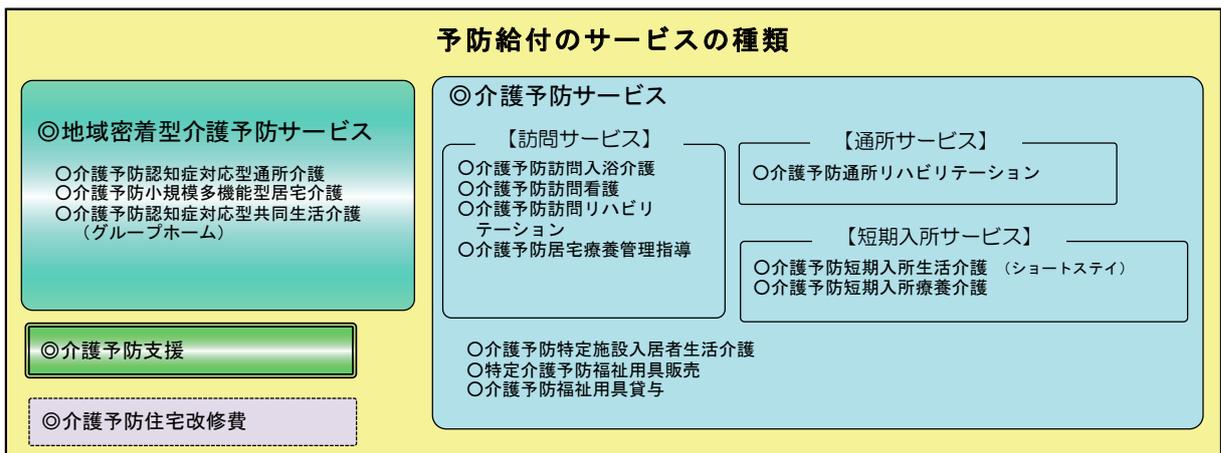
(2) 予防給付サービスの確保

現状と課題

- 介護予防を目的とした予防給付¹⁸のうち、訪問介護及び通所介護は、平成 29 (2017) 年度までに、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しましたが、訪問看護、訪問リハビリテーション等その他のサービスについては、引き続き予防給付によるサービス提供が継続されます。
- 介護予防の重要性について普及啓発を図るとともに、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業所を適切に整備する必要があります。
- 要支援者¹⁹が適切な介護予防給付を受けるためには、地域包括支援センターの職員が、適切な介護予防ケアマネジメントを行うための知識・スキル等を身につけることが必要です。

施策の方向

- 市町や介護予防のマネジメントを行う地域包括支援センターにおいて、介護予防の重要性や適切なサービスの利用に関する普及・啓発を行えるよう、情報提供や職員研修を実施するなどの支援を行います。
- 介護予防サービス事業者に対し、効果的かつ適切な「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等のサービスを提供できるよう、情報提供及び必要に応じた助言・指導に努めます。
- 予防給付を実効あるものとするため、市町や地域包括支援センターの職員等に対する研修などを実施し、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントの適切な実施を支援します。

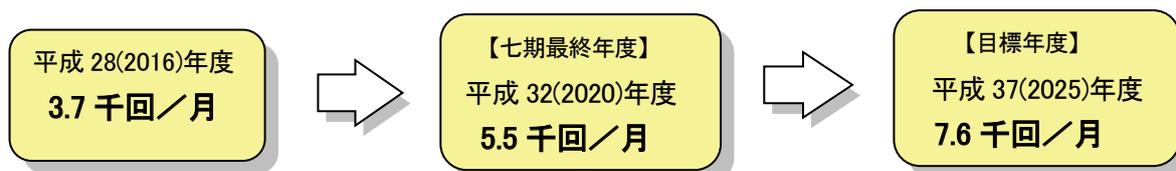


¹⁸要支援 1、2 の軽度者を対象に、常時介護を要する状態の軽減や重度化防止 (介護予防) を目的として提供されるサービスで、介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーションなどの種類があります。

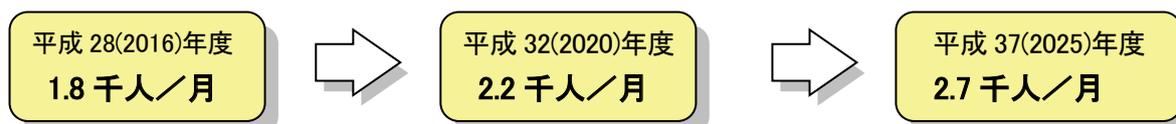
¹⁹市町が行う要介護 (要支援) 認定において、身体又は精神の障害のために、日常生活を営むために支障があると見込まれる状態にあり、要介護状態以外の状態にあり、予防的な対策が必要なものとして、要支援 1 及び 2 と認定された方をいいます。

主な介護予防サービス 見込値

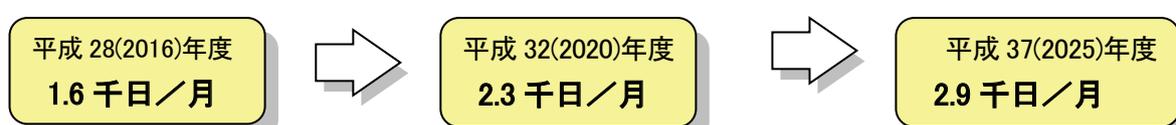
介護予防訪問看護



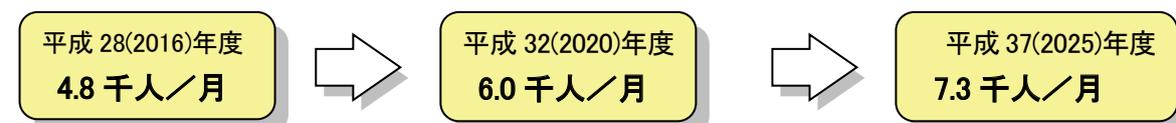
介護予防通所リハビリテーション



介護予防短期入所生活介護



介護予防福祉用具貸与



3 生活支援対策の推進

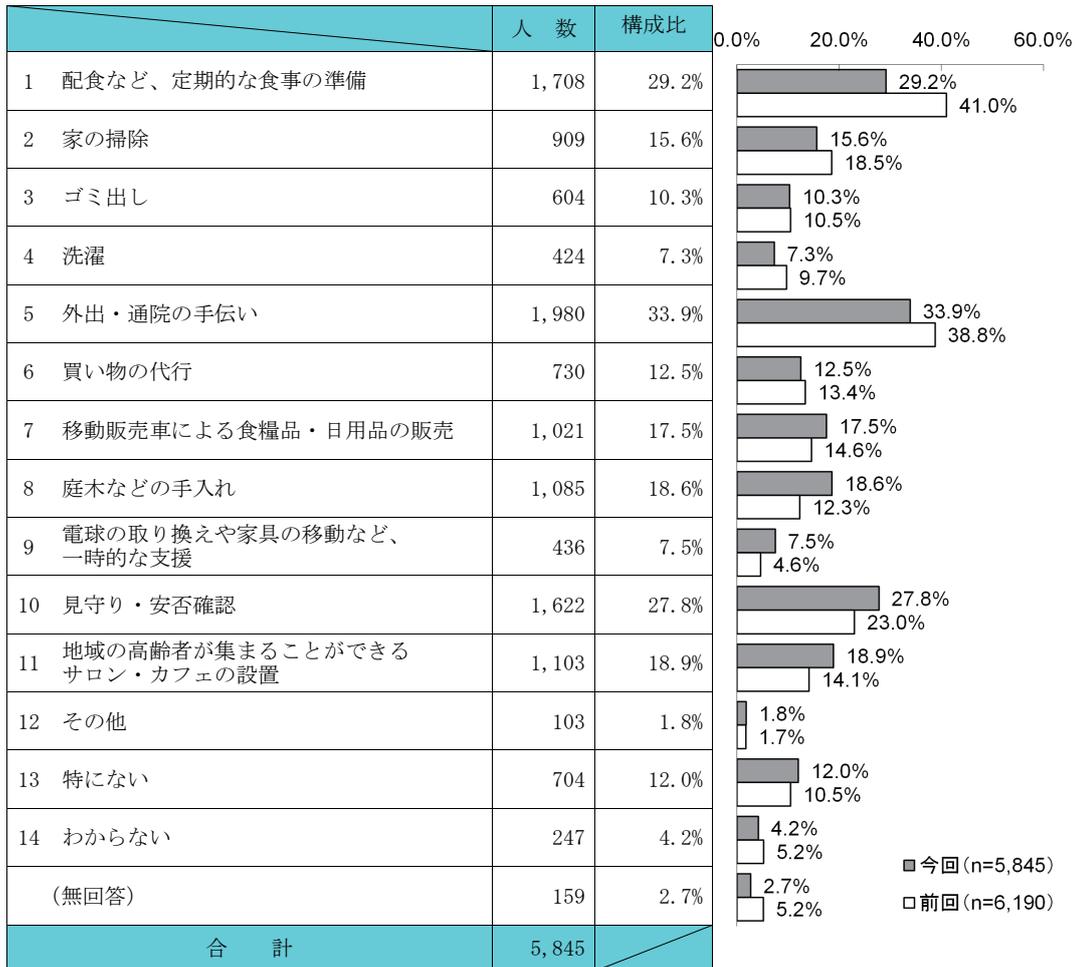
(1) 生活支援サービスの充実

現状と課題

- 「高齢者の暮らしと介護についての意識調査」によると、生活支援サービスとして自宅で暮らし続けていくために必要と思うものについて、「外出・通院の手伝い」が 33.9%、「配食など、定期的な食事の準備」が 29.2%、これに「見守り・安否確認」が 27.8%と続き、外出時や食事の支援に加え、見守りといった心の支えを必要と考える方が多いことが伺えます。
- 高齢者の単独又は夫婦のみ世帯の増加が予測される中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活支援サービスの担い手となるボランティア、NPO等の地域資源の発掘・育成を図る必要があります。
- 医療、介護、福祉の公的サービスだけでなく、外出支援や配食サービス、見守り・安否確認等、住民が互いに助け合うインフォーマルな生活支援が、実情に応じて重層的に提供される地域づくりが求められています。

〔意識調査〕

生活支援サービスとして、たとえば次のようなものがありますが、あなたが今後自宅で暮らし続けていくために、特に必要と思うものは何ですか。



(平成 28(2016)年 栃木県調査、前回は平成 25(2013)年実施)

施策の方向

- 地域において、外出支援や配食、見守り・安否確認などの生活支援サービスが多様な主体により提供されるよう、その担い手となるボランティアやNPOなどの地域資源の発掘・育成を支援します。
- 生活支援に関する、高齢者を含めた住民主体の互助の取組を促進するため、市町村に対して先進事例の情報提供を行うなど、地域の実情に応じた重層的なサービスの提供体制の構築を支援します。

(2) 生活支援コーディネーター機能の充実

現状と課題

- 生活支援サービスの充実を図るため、市町には、地域における資源開発やネットワーク構築などを行う生活支援コーディネーターを、第1層として市町圏域、第2層として日常生活圏域²⁰等に配置することが求められています。
- 高齢者の生活支援サービスの体制整備の推進を図るため、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、ボランティア団体などの多様な主体が参画する協議体における定期的な情報共有や連携強化などの取組を促進する必要があります。

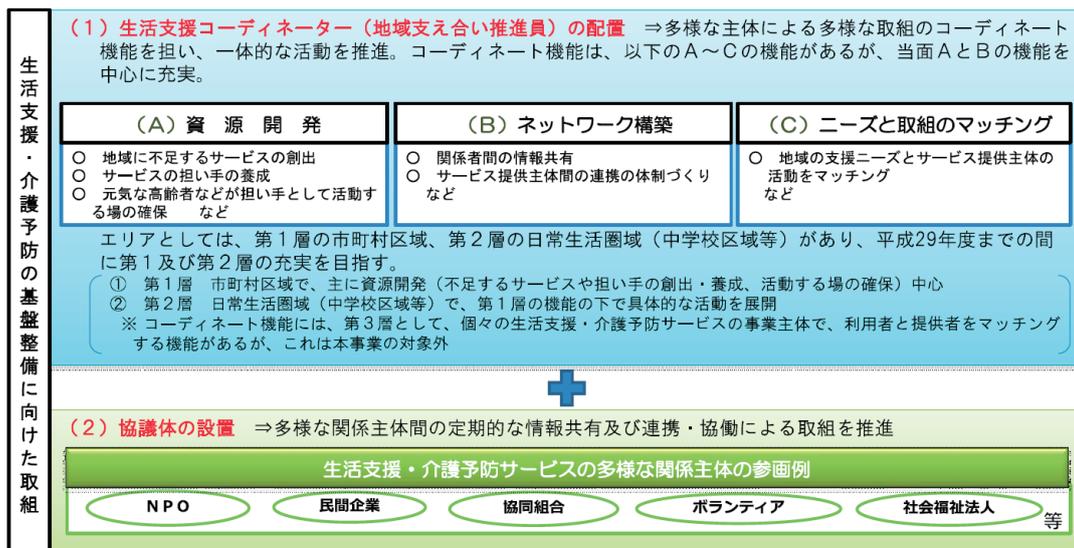
生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービス提供体制の構築を目的に、地域において不足するサービスの創出や担い手の育成等に向けた資源開発、連携体制づくりなど多様な主体による多様な取組のコーディネーター機能を担う人材

施策の方向

- 市町や地域における生活支援の体制整備を担う人材の適切な配置を支援するため、資源開発の方法やネットワーク構築に関する研修を実施し、生活支援コーディネーターを養成します。
- 関係者間の情報共有・連携強化や生活支援サービスの資源開発、ネットワーク構築などを地域の実情に応じて促進するため、市町が設置した協議体や生活支援コーディネーターへ助言を行うアドバイザーを派遣します。

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



※コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

²⁰市町が、きめ細かく介護サービス等を提供するため、旧行政区単位、住民の生活形態や地域づくり活動の単位など地域の特性を踏まえ、市町内をいくつかに分けて設定された身近な生活圏域のことをいいます。

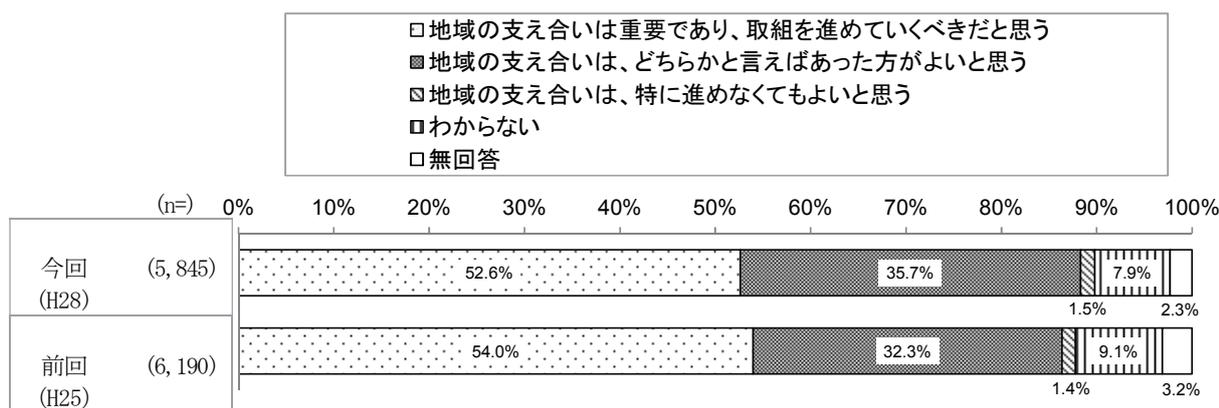
4 地域における支え合い体制づくりの促進

現状と課題

- 「高齢者の暮らしと介護についての意識調査」によると、地域における支え合いについて、「地域の支え合いは重要であり、取組を進めていくべきだと思う」と「地域の支え合いはどちらかと言えばあったほうがよいと思う」を合わせて88.3%と、多くの方が地域における支え合いを重要と考えています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的な医療、介護、福祉サービスのみならず、公的なサービスだけでは十分に対応できない日常生活における見守りや生活支援などの生活課題に対処する必要があります。
- 地域における支え合いは、地域包括支援センター、介護保険施設・事業所、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ、地域団体、地域住民などの地域の様々な関係者が連携・協力して取り組むことが効果的であり、それらのネットワーク化を進めることが必要です。
- 県内では、市町や住民組織等により、地域の実情に応じた様々な支え合いの取組が行われていますが、こうした取組は、災害時の個別支援等にも役立つことから、今後、さらに、県内各地における取組を広げるとともに、内容を充実させていくことが重要です。
- 個々の見守り活動だけでなく、地域包括支援センターをはじめ、地域の関係者が相互に連携しながら高齢者世帯等の見守りを行う高齢者見守りネットワークは、活動内容や規模等の違いはありますが、県内全ての市町で構築されています。
- 高齢者等の孤立防止や生きがいづくり、介護予防等を図るため、高齢者などの地域住民が気軽に集い、仲間づくりや交流活動等を行える居場所づくりは、市町や地域住民、ボランティア、NPO等により、県内各地で取り組まれています。
- 高齢者のサロンを子どもの居場所や世代間の交流の場とするなど、幅広い世代が互いに支え合う「地域共生社会」を形成していく必要があります、そのためには、地域で暮らす人々がお互いに支え合う気持ちを、幼少期から育むことが重要です。
- 「地域共生社会」の実現に向け、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し、関係機関等との協働により解決を試みる体制づくりが求められています。

〔意識調査〕

「地域における支え合い」について、あなたはどのようにお考えですか。



施策の方向

- 県内外の先進的な事例の紹介等を通じ、見守りネットワークの構築や介護支援ボランティア制度の導入、公民館や空き店舗等を活用した高齢者の「通いの場」などの地域における支え合い体制づくりの取組を促進します。
- 生活関連事業者等の協力を得て、地域全体で孤立死を未然に防止することを目的とした「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）」の取組を充実させます。また、各地域における高齢者等の見守り体制整備を支援します。
- 学校教育において、共に生きることの大切さや社会福祉についての理解と関心を高める福祉教育を推進し、生涯にわたり主体的・実践的に社会に関わる意欲や態度の醸成を図ります。
- 「地域共生社会」の実現に向け、地域住民と関係機関が、「地域共生社会」の理念や意義・実践手法について、共に学ぶことのできる機会を提供し、身近な地域における住民主体の支え合い活動を促進します。

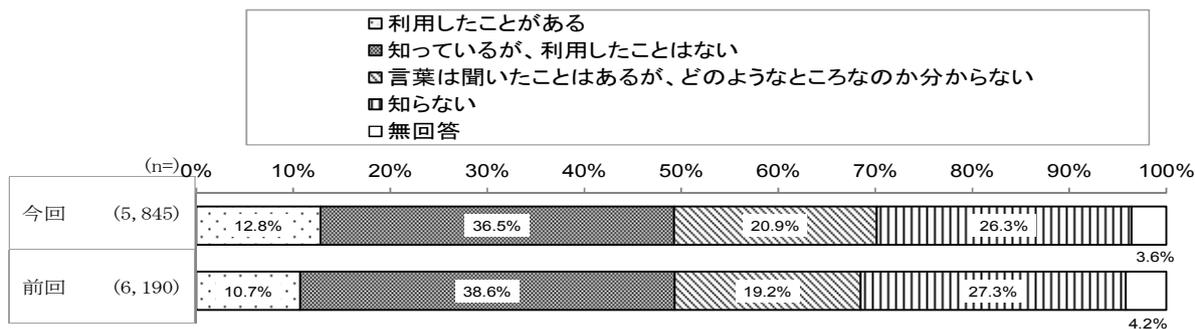
5 地域包括支援センターの機能強化

現状と課題

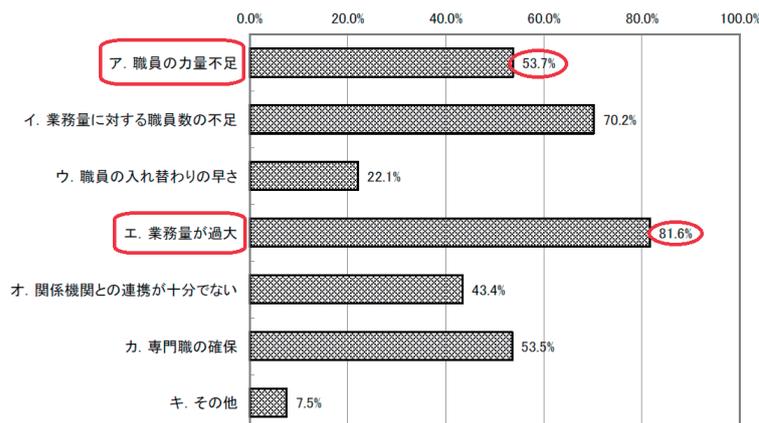
- 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくための地域包括ケアシステムにおける中核機関として、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を実施し、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。
- 地域包括支援センターは、平成 29 (2017) 年 11 月 1 日現在、県内に 95 か所設置されていますが、「高齢者の暮らしと介護についての意識調査」によると、「聞いたことはあるが、どのようなところなのか分からない」が 20.9%、「知らない」が 26.3%となっており、地域住民が身近な相談機関として利用できるよう、地域住民に対してセンターの取組を幅広く周知することが必要です。
- 介護保険法の改正により、平成 30 (2018) 年度から、地域包括支援センターの設置者が自ら実施する事業の質の評価を行うとともに、市町も地域包括支援センターにおける事業の実施状況について評価を行うことが義務付けられました。
- 高齢者や要支援認定者の増加等に伴い、総合相談支援業務や介護予防支援（介護予防ケアプラン作成）業務などの負担が大きくなっており、また、職員の資質向上も課題として捉えられています。

〔意識調査〕

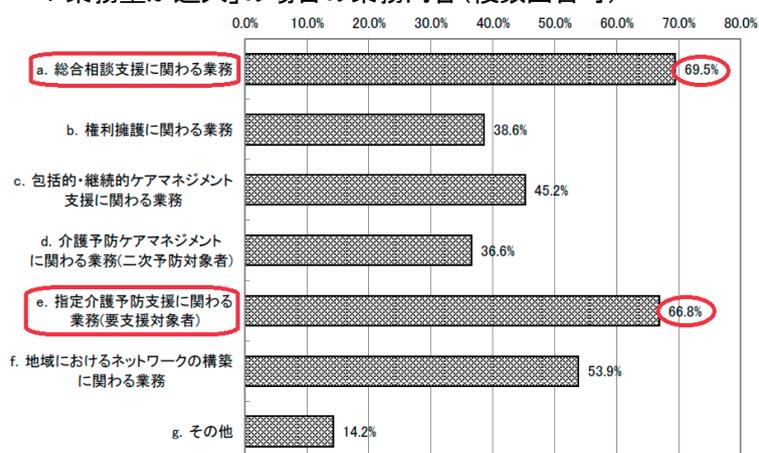
あなたは、地域包括支援センターを知っていますか。また、利用したことがありますか。



地域包括支援センターが抱える課題(全国)



「エ. 業務量が過大」の場合の業務内容(複数回答可)



平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金

「地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業における効果的な運営に関する調査研究事業」

施策の方向

- 地域住民が身近な相談機関として利用できるよう、地域包括支援センターの役割等について広く周知するほか、事業内容や運営状況に関する情報の公表を促進します。
- 地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくため、自ら実施する事業の質の評価や市町によるセンター事業の実施状況に係る評価を通じて、業務の状況について把握した上で、それぞれ必要な措置を講じることを促進します。
- 地域包括支援センター職員を対象とした初任者及び現任者向けの研修を実施することにより、センター職員の資質向上を図り、地域包括支援センターがその役割を十分に発揮できる体制づくりを支援します。
- 地域包括支援センター職員の医療的知識の向上を目的とした研修や医療職との意見交換会を実施することにより、医療関係者などとのネットワーク構築を促進し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につながるよう支援します。



6 地域ケア会議の推進

現状と課題

- 市町及び地域包括支援センターにおいて、個別支援の検討を中心とした地域ケア会議が開催されていますが、地域づくり・資源開発や政策形成を機能とした地域ケア会議の実施につなげる必要があります。
- 今後、慢性疾患を有する高齢者や認知症を持つ高齢者が増加することにより、医療と介護の連携や認知症への対応がさらに重要となってくることを踏まえ、多職種が参加し、連携のとれた地域ケア会議を効果的に実施することが求められています。

施策の方向

- 地域づくり・資源開発や政策形成を機能とした地域ケア会議の実施を促進するため、好事例を情報提供するとともに、市町職員や地域包括支援センター職員を対象として、地域ケア会議の展開方法等に関する研修を実施します。
- 地域における課題を把握した上で、資源開発や市町の政策形成へとつなげていくことができるよう、地域ケア会議の運営支援を担うアドバイザーや、会議において専門的な立場から助言等を行う専門職の派遣を行います。

地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業(地域包括支援センターの運営費)とは別枠で計上

(参考)平成27(2015)年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など

